

環境省の 災害廃棄物対策の取り組み

令和2年10月29日、10月30日

中部ブロック災害廃棄物対策セミナー

環境省中部地方環境事務所
資源循環課

災害時の一般廃棄物処理に関する 初動対応の手引き

1. 災害廃棄物処理の初動対応

災害廃棄物処理における初動対応の重要性

- ❑ 災害時には、**様々な種類を含む廃棄物**が、**一度に大量に**発生。
- ❑ 災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理は、**生活環境の保全・公衆衛生の確保**のために非常に重要。
- ❑ 災害廃棄物の迅速な処理は、被災地域の**早期の復旧・復興**のために必要。



事例1
公園に集積された
災害廃棄物



事例2
道路端に集積された
災害廃棄物



事例3
自治体管理の仮置場に混合状態
で搬入された災害廃棄物

事前準備(災害廃棄物処理計画)に基づいた
迅速かつ適切な初動対応が重要！



事例4: 自治体管理の仮置場に分別されて適正に管理されている災害廃棄物

1. 初動対応体制構築の遅れ

- 一度に**大量かつ多様に発生**する片付けごみの処理について、発生してから初動対応体制を検討するのでは間に合わない。

2. 仮置場設置の遅れ

- 住民の片付けごみ集積所からの搬出先となる仮置場が設置されていないと、**生活環境悪化に直結**する。

3. 片付けごみの混廃化

- 仮置場設置に際し、**十分なスペース**が確保されなければ、**分別作業**を行うことができずに混廃化が進む。
- 搬入者(住民、ボランティア団体、収集運搬団体)から**分別の協力**を得られなければ、混廃化が進む。
- 仮置場からの**搬出ルート(処理先)の確保**が遅れると、仮置場のスペースを無くなり、混廃化が進む。

※混廃化させてはならない理由

- 多くの一般廃棄物処理施設で混廃の処理ができないため、別の場所に運搬し分別処理したり、産廃処理企業へ処理委託することにより、**処理期間、費用**（処理費、運搬費など）が増加してしまう。
- 混廃の搬出ルート（処理先）を確保できなければ、仮置場への搬入もできなくなり、住民の**生活環境が悪化**してしまう。
- 腐敗性廃棄物や有害廃棄物、さらに生活ごみが混入することで、**仮置場の環境が悪化**してしまう。

4. 受援体制構築の遅れ

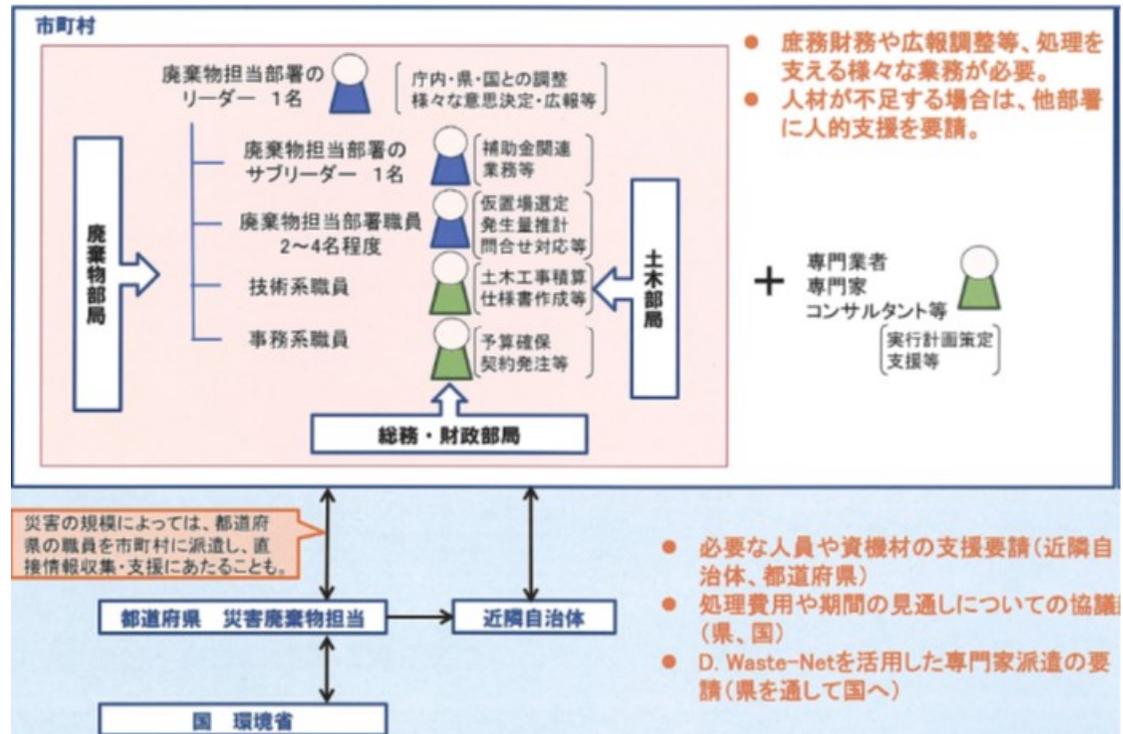
- 派遣して欲しい人材の要件（専門、経験）や収集運搬の車種や台数などの支援ニーズがうまく発信されないと、**支援体制とニーズとのミスマッチ**が発生し、支援の質と効率が低下する。
- 災害廃棄物の収集運搬、処理、仮置場の運営管理などに係わる民間団体との**手続きや契約行為の遅れ**により、処理が遅れてしまう。

初動対応体制の構築

- 総括、指揮を行う意思決定部門設置の想定
- 初動時から必要となる**人員数**、受援に際し担ってもらう**役割**の想定
- 人材のリスト化と定期的な更新
 - ・ 災害廃棄物処理の**実務経験**、専門的な技術に関する知見、経験（土木建築の設計、積算、現場管理、契約事務など）

意思決定部門の例

- ・ リーダー、サブリーダーの2名指揮体制
- ・ 専門部局（土木、総務・財務）の応援体制



仮置場の設置(平時)

●仮置場に係わる以下の事項を平時より検討しておくことが重要

<利用目的>

- ・生活環境中に多量に発生した片付けごみの**一時的保管**(一次仮置)
- ・**分別作業**
- ・大規模災害における一次仮置場からの**集約**、処理施設やリサイクル施設への搬出を待つ間の**中長期的な保管**(二次仮置)

<候補地選定>

- ・生活環境との距離(**住民アクセス**も考慮し、近からず遠からず)
- ・それぞれの利用方法における**必要面積**
- ・近隣住民との調整(選定の通知、環境保全措置、返却ルールなど)

<設置および運営管理>

- ・必要な**資機材**(重機、敷設、飛散防止対策、消火設備、悪臭および害虫対策など)の選定と調達ルートの確保
- ・仮置場の運営管理には**多大な人手**が割かれるため、応援を要請できる民間事業者等を**リスト化**しておく。

仮置場の設置(発災後初動期)

- 初動時における仮置場の設置、運営管理などについての必要事項
 - 仮置場設置の決定、**近隣住民への通知**
 - **運営管理体制**の構築、役割分担
 - 連絡調整、搬入受付、場内誘導、分別指導、荷下ろし助勢など
 - **資機材**の手配、搬入、設置
 - 土壌汚染防止措置の実施
 - 仮置場利用に関する**住民への広報**
 - 受入開始予定日、搬入に際し必要な分別品目



仮置場整備(重機)



仮置場整備(案内表示)

片付けごみの混廃化の防止(分別の促進)(平時)

●仮置場の候補地選定

分別作業を行うことを想定している仮置場においては、**十分なスペース**を確保できる候補地を選定する。

●仮置場の運営管理に向けた検討

分別作業に必要な**資機材**、**人員**の調達ルート確保

片付けごみの混廃化の防止(分別の促進)(発災後初動期)

●仮置場への搬入に際し必要な**分別品目の周知**

- ・仮置場の利用に関する**地域住民**への広報活動
- ・社会福祉協議会と連携し、**ボランティア団体**へ周知

●仮置場における分別作業、搬入者への分別指導

- ・搬入段階から分別してもらうよう、搬入者への**分別指導**を行う。

●仮置場の搬入出計画

・分別作業のスペースを確保できるよう、**搬入出計画**をたてる。必要に応じ、都道府県に支援要請を行う。

受援体制の構築

- 県、他自治体、および国からの支援
 - ・ 人的支援を受ける場合の、**役割分担**の想定
 - ・ 収集運搬支援を受ける場合の、必要とする車種毎の**台数の想定**
(災害発生後に迅速に判断できるように準備する)
 - ・ 連絡体制(混乱を防ぐための**一元化**)の検討、確立
- 民間団体との連携
 - ・ 災害支援**協定**の締結
 - ・ 災害廃棄物の収集運搬、処理、仮置場の運営管理などに係わる委託方針(**手続きや契約**について)の検討



人的支援



収集運搬支援

- 処理計画が未策定で事前に仮置場候補地を検討していなかったため、発災後も仮置場を設置することができず、全ての片付けごみを戸別回収することとなってしまった。
- 戸別回収体制を構築できなかったため、市内の各所で住居等に近い場所で、片付けごみが混合状態で路上堆積する事態が発生してしまった。
- 処理計画を策定していなかったために、仮置場を設置できず、収集運搬体制も構築できなかったために、街中に混合状態で路上堆積する事態となってしまった。



街中の災害廃棄物の路上堆積の状況(環境省撮影)

- 処理計画は平成20年度に策定されていたが、改定がされていなかった。
- このため、収集運搬体制を確保できず、市内の各所で住居等に近い路上や公園等において、大量の片付けごみが混合状態で堆積する事態が発生してしまった。一部の公園においては2mを超える片付けごみが隙間なく積み上がる事態も生じた。
- 処理計画を策定していても、仮置場の設置や収集運搬体制の確保について実効性が担保できていなかったため、大量の片付けごみが混合状態で路上や公園等に堆積してしまった後に、自衛隊と民間事業者の総力を挙げて撤去することとなってしまった。



路上における災害廃棄物の堆積の状況(環境省撮影)



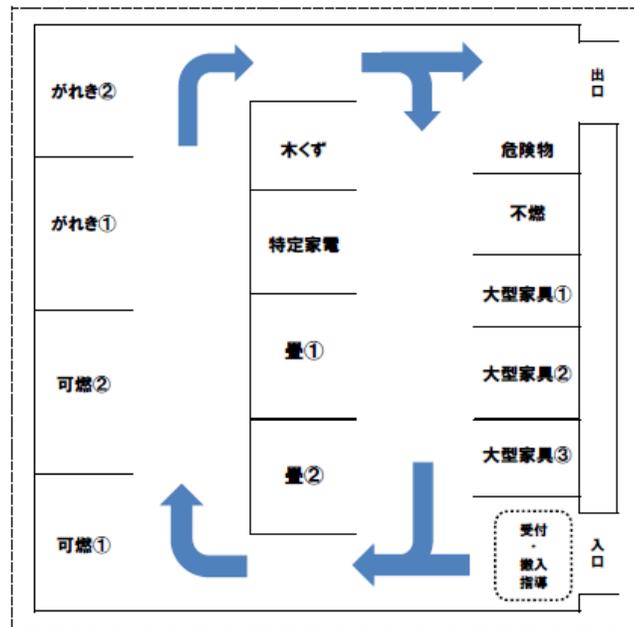
公園における災害廃棄物の堆積の状況(環境省撮影)

処理計画策定済自治体の初動対応

Good
Practice

- 平成31年3月に処理計画を策定済み。
- 処理計画において、仮置場の配置図を記載していたため、10月14日（月）という早期に設置できた仮置場においても、分別管理を徹底することができた。
- 処理計画上でも記載していた協定を踏まえ、県が協定を締結していた県産業資源循環協会により仮置場への重機の手配ができた。

図3-3-1 仮置場の配置イメージ(例)



----- 飛散防止ネット

処理計画における仮置場のレイアウト図
(処理計画)



仮置場の状況(市撮影)

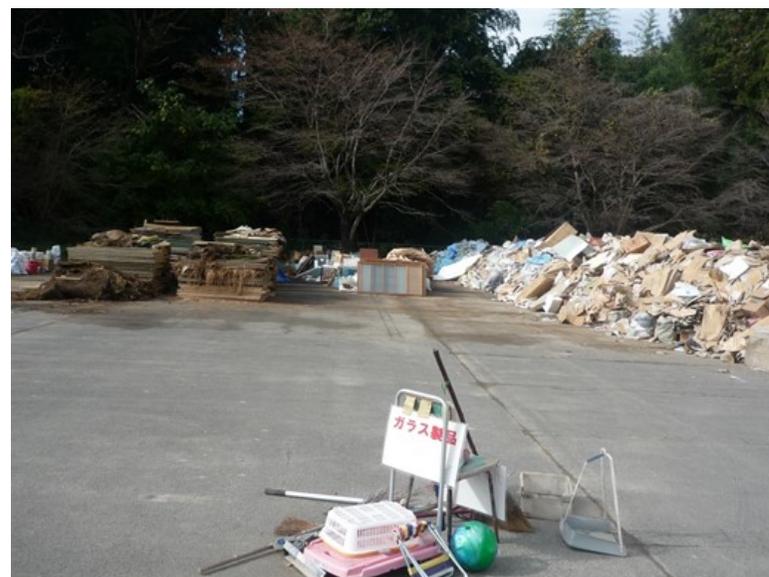
モデル事業で処理計画策定中の自治体の初動対応

Good
Practice

- 平成31年度の環境省の処理計画策定モデル事業に参画し、処理計画策定中に被災した。
- モデル事業において、廃棄物処理施設の稼働停止時の対応について検討していたため、ごみ処理施設被災時も住民に排出抑制の周知を行い、処理施設復旧後に円滑に処理を実施することができた。
- モデル事業において、事前に仮置場の候補地をリストアップしていたことから、早期（10月13日（日））に比較的に面積の広い仮置場（約10,000m²）を確保できた。また、県と産業資源循環協会の協定を活用し、仮置場の管理・運営を行う事業者を早期に確保できたため、仮置場においても混合状態とならなかった。



発災直前に開催した机上演習の様子
(環境省撮影)



仮置場の状況(環境省撮影)

「災害時の一般廃棄物処理に関する初動対応の手引き」策定の背景

- 平成28年4月の熊本地震、平成29年7月九州北部豪雨、平成30年7月豪雨などの大規模災害において、一般廃棄物処理に関する初動対応の遅れから、**路上に大量の災害廃棄物が堆積**する等の課題が毎回のように発生した。
- そのたびに、初動対応体制の構築、民間事業者を含めた収集運搬体制の確保、仮置場の確保など、具体的な初動対応をはじめとした必要事項をとりまとめた**災害廃棄物処理計画**を策定しておくことの重要性が認識されてきた。

しかし

- 災害廃棄物処理計画の策定が、特に中小規模の市区町村において思うように**進んでいない**。また、策定している場合でも、**実効性の高い計画となっていない**ケースもある。
- これまでの大規模災害では、当道府県や国が職員・専門員を現地派遣し、分別方法や仮置場管理への助言等を行ってきたが、**南海トラフ巨大地震**や**首都直下地震**では、都道府県や国による初動期の被災市区町村支援を一律に行うことが困難な状況となることも十分考えられる。

このため

- 処理計画を策定していない被災市区町村が、十分な支援を受けられない状況下においても、**応急業務が軌道に乗るまでの発災後2～3週間で自力で乗り切るために、最低限必要な事項**をとりまとめた「災害時の一般廃棄物処理に関する初動対応の手引き」を策定することとした。

2. 手引きの内容

(1) 目的

災害時の初動対応を円滑かつ迅速に実施するために平時に検討して災害時に参照することを目的として、災害時の一般廃棄物処理に関する初動対応手順及び平時の事前検討事項を取りまとめたもの

(2) 災害廃棄物処理計画等との関係

- 災害廃棄物処理計画は、災害廃棄物の処理を完了するまでに必要な事項を網羅的にまとめた計画であり、発災時に策定する災害廃棄物処理実行計画の基礎となるものに対し、本手引きは、災害廃棄物処理計画を策定していない市区町村であっても活用できるよう、**災害時の初動対応に特化して初動対応手順及び平時の事前検討事項をまとめた手引き書**である。

(3) 使い方

- 本手引きは、市区町村を対象として、主に以下に示す2つの用途を想定している。
 - ①**災害時の活用**：被災市区町村の円滑・適切な災害時初動対応に資するガイダンス文書
 - ②**平時の活用**：災害時初動対応の事前検討及び災害廃棄物処理計画の策定や充実に資するガイダンス文書
- 本手引きとともに、「災害廃棄物対策指針（平成30年3月）」、「大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針（平成27年11月）」、「市町村向け災害廃棄物処理行政事務の手引き（平成30年3月）」、「災害関係業務事務処理マニュアル（平成26年6月）」等も参照。
- 本手引きは、環境省災害廃棄物対策情報サイトよりダウンロード可能。

http://kouikishori.env.go.jp/guidance/initial_response_guide/

(4) 対象とする組織

- **市区町村**を対象。特に**中小規模の市区町村**を念頭に、説明や記載例等を整理。
 - 災害廃棄物処理に関する検討が進んでいない自治体でも、まずは手に取って読んでもらえるように、分量等に配慮（50ページ程度、図表の多用等）。
 - 必要最小限の内容（下水道分野の取組も参考）としている。手引きの内容や事前検討の深さ等は、継続的に検討。

(5) 対象とする災害

- **非常災害**を対象（災害廃棄物処理計画と同様）とし、主に**地震及び水害**を念頭に、説明や記載例等を整理。
 - 本手引きの考え方は、その他の自然災害（土砂災害、広域津波災害）についても活用可能。
 - 既往災害における初動対応の事例については、別添の参考資料集を参照。

(6) 対象とする期間（初動対応の対象期間）

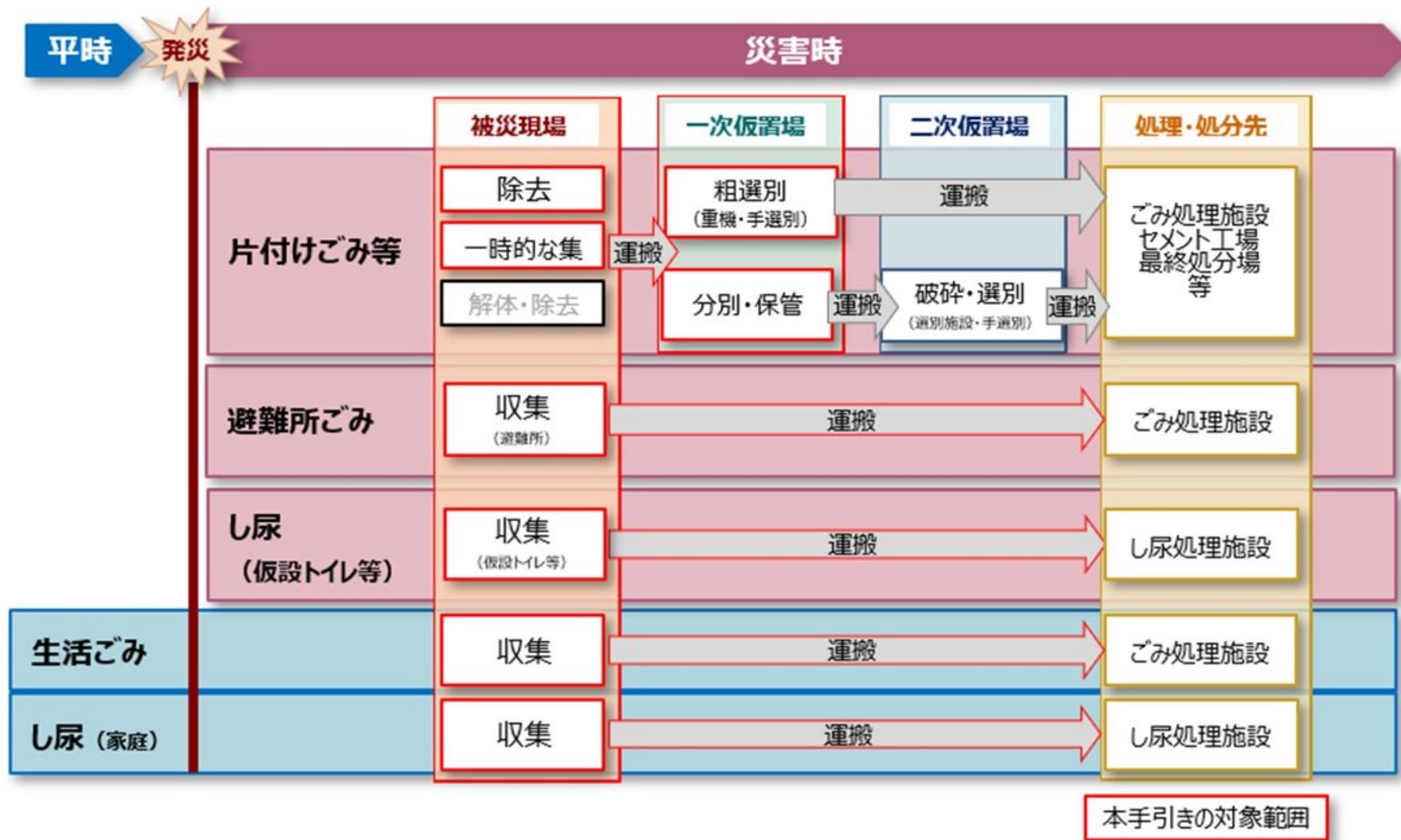
- 災害応急対応における初動期から応急対応前半にかけての期間とし、対象災害の種類・規模にもよるが、最低でも**応急業務が軌道に乗る発災後2～3週間程度を目安**。
 - 各市区町村での対応が中心で、外部への支援要請の検討も含む（本格的な支援受入等は対象外）。

(7) その他

- 一般的な内容に関しては本編（本資料）に記載し、より詳細な具体的内容に関しては参考資料集（記入例、参考事例集等）に記載。
- 今回は第1版であり、特に中小規模市区町村への普及を優先。内容の具体化・詳細化等は、今後の普及状況等を踏まえ継続的に検討。

手引きの目的、対象 [第1章]

- 災害時に発生する一般廃棄物の多様性を理解するため、手引きの冒頭(第1章第2設)で、対象となる一般廃棄物について説明し、処理フローにおける本手引きの対象範囲を記載した。
- 災害時には、平時からの処理(生活ごみ等)と災害時に特有な処理(避難所ごみ等)を、**並行して実施**することとなる。



手引きの概要：構成

- 一般的な内容に関しては本編に記載し、より詳細な具体的内容に関しては参考資料(記入例、参考事例一覧等)に記載した。

本編

第1章 本手引きの目的・位置づけ等

第1節 本手引きの目的・位置づけ
第2節 災害時に発生する一般廃棄物 第3節 関係者との連携体制の必要性
第4節 災害時初動対応の実態 第5節 本手引きの対象
第6節 本手引きの使い方 第7節 事前チェックリスト

第2章 災害時初動対応 ※災害時の活用

第1節 災害時初動対応の全体像
第2節 一般廃棄物処理の災害時初動対応
1) 安全及び組織体制の確保 2) 被害情報の収集・処理方針の判断
3) 生活ごみ・避難所ごみ・し尿の収集運搬体制の確保
4) 災害廃棄物の処理体制の確保 5) 継続的な一般廃棄物処理体制の確保

第3章 円滑かつ迅速な初動対応の ための事前検討 ※平時の検討

第1節 概要
第2節 基本的事項
1) 主な検討事項と連携体制 2) 対象期間 3) 検討体制
第2節 検討事項
1) 職員の確保 2) 災害時の組織体制と役割分担
3) 関係連絡先リスト 4) 被害状況チェックリスト 5) 災害支援協定リスト
6) 必要資機材及び保有資機材のリスト 7) 仮置場候補地リスト
8) 初動対応業務リスト
第3節 教育・訓練の実施
第4節 事前検討事項の継続的改善・見直し

用語の定義等

用語の定義
参考文献

参考資料

様式集

様式集 記入例

参考事例一覧

手引きの概要：災害時初動対応の全体像 [第2章第1節]

- 災害時初動対応を以下の図の1)～5)の対応に分類し、更に時系列での実施事項も具体化した。

フェーズ	分類				
災害発生 ~12時間 (水害の場合は、発災前から実施)	1) 安全及び組織体制の確保 (p14) ① 身の安全の確保 ② 通信手段の確保 ③ 安否情報・参集状況の確認* ④ 災害時組織体制への移行	2) 被害情報の収集・処理方針の判断 (p15)	3) 生活ごみ・避難所ごみ・し尿の処理体制の確保 (p18)	4) 災害廃棄物の処理体制の確保 (p19)	5) 継続的な一般廃棄物処理体制の確保 (p21)
~24時間	※ 委託業者、許可業者の確認も含む	① 被害状況収集開始及び都道府県への連絡 ② 翌日以降の廃棄物処理の可否の判断 ★		① 仮置場の確保 ★	
~3日		③ 災害廃棄物発生量推計に向けた情報収集 ④ 被災状況の把握と支援要否の判断 ★ ⑤ 被災状況に応じた支援要請	①-1 生活ごみ、避難所ごみの収集運搬体制の確保 ①-2 し尿の収集運搬体制の確保 ② 住民・ボランティアへの周知	② 災害廃棄物の回収方法の検討 ★ ③ 収集運搬車両・資機材・人員の確保 ④ 住民・ボランティアへの周知	
~1週間	注1) 左側の「フェーズ」は、それぞれの初動対応を実施または開始する時期である。一部の初動対応(例：連絡、情報収集、周知等)は、その後も継続して実施する。 注2) ★：特に決定権者(市区町村長、部局長、課長等)による判断が必須となる。				① 継続的な処理体制への移行 ② 一般廃棄物処理の継続
~3週間					③ 初動対応以降の処理方針の検討 ★

3. 新型コロナウイルス対策 (事業継続計画等)

新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物処理事業継続の推進

環境省では、新型コロナウイルスの感染拡大により必要不可欠な社会インフラである廃棄物処理事業が停滞することのないよう、地方自治体向けに「新型インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症発生時の廃棄物処理事業継続計画作成例」を作成し、周知を行っている。

<表紙>

新型インフルエンザ・新型コロナウイルス等の

感染症の発生時における

廃棄物処理事業継続計画

作成例

<市町村用・暫定版>

*この作成例は、「新型インフルエンザ発生時の廃棄物処理事業継続計画作成例」を元にして作成した暫定版であり、今後の新型コロナウイルスへの科学的知見の進展等に応じて、必要な改訂を行うものとする。

令和〇〇年〇月

△△市環境部

<目次>

1. 基本方針	1
2. 計画の前提条件	2
(1) 被害想定の根拠	2
(2) 感染症の発生段階	3
(3) 本計画における被害想定	4
3. 事業継続計画の体系	5
4. 体制の整備	6
(1) 危機管理体制	6
(2) 情報管理体制	9
5. 感染防止策	13
(1) 基本的事項	13
(2) 感染リスクの評価	15
(3) 具体的な感染防止策	17
6. 事業継続に重要な要素の確保	20
(1) 人員の確保	20
(2) 物資の確保	22
7. 重要な要素が不足した場合の対策	24
(1) 人員が不足した場合の対策	24
(2) 物資が不足した場合の対策	26
(3) 重要業務の特定（業務の優先順位の決定）	27
8. 感染症発生後の対応	29
9. 教育・訓練	30
10. 点検・是正	31
新型インフルエンザ・新型コロナウイルスに関する参考情報について	32

新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物処理事業継続の推進

環境省では、新型コロナウイルスの感染拡大により必要不可欠な社会インフラである廃棄物処理事業が停滞することのないよう、地方自治体向けに「新型インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症発生時の廃棄物処理事業継続計画作成例」を作成し、周知を行っている。

<内容抜粋(業務の優先順位の決定)>

1) 発生段階(または欠勤率)別の整理

業務名・担当部署	業務の優先度	発生段階または欠勤率										備考
		前段階(未発生期)	第一段階(海外発生期)	第二段階(国内発生早期)	第三段階				第四段階(小康期)			
		感染拡大期		まん延期		回復期						
		欠勤率 0~ %	欠勤率 ~ %	欠勤率 %以上	欠勤率 ~ %	欠勤率 0~ %						
情報収集(〇〇課)	I	→→→→	⇒⇒⇒⇒ (情報収集の強化)	⇒⇒⇒⇒	⇒⇒⇒⇒	⇒⇒⇒⇒	⇒⇒⇒⇒	⇒⇒⇒⇒	⇒⇒⇒⇒	→→→→	→→→→	
備蓄品の入手、在庫管理(〇〇課)	I	→→→→ (在庫管理)	⇒⇒⇒⇒ (備蓄品の追加購入)	→→→→ (在庫管理、必要に応じて追加購入)	→→→→ (同左)	→→→→ (同左)	→→→→ (同左)	→→→→ (同左)	→→→→ (同左)	→→→→ (同左)	→→→→ (同左)	
処理できない廃棄物の保管場所の確保及び管理(〇〇課)	I	→→→→ (保管場所の検討、決定)					⇒⇒⇒⇒ (保管場所の使用開始、管理)	→→→→ (保管場所の管理)	→→→→ (保管された廃棄物の処理が終了次第、保管場所の使用中止)	→→→→ (保管場所の見直し等)		
事業継続計画の策定(△△課)	I	⇒⇒⇒⇒ (計画策定)	→→→→ (計画の更新)	→→→→ (同左)	→→→→ (同左)	→→→→ (同左)	→→→→ (同左)	→→→→ (同左)	→→→→ (同左)	→→→→ (同左)	⇒⇒⇒⇒ (計画見直し)	
可燃ごみの収集運搬(▲▲課)	II	→→→→	→→→→	⇒⇒⇒⇒ (感染防止策)	⇒⇒⇒⇒ (同左)	⇒⇒⇒⇒ (同左)	⇒⇒⇒⇒ (同左)	⇒⇒⇒⇒ (同左)	⇒⇒⇒⇒ (同左)	⇒⇒⇒⇒ (同左)	⇒⇒⇒⇒ (同左)	
不燃ごみの収集運搬(▲▲課)	III	→→→→	→→→→	⇒⇒⇒⇒ (感染防止策)	⇒⇒⇒⇒ (同左)	⇒⇒⇒⇒ (同左)	⇒⇒⇒⇒ (同左)	⇒⇒⇒⇒ (同左)	⇒⇒⇒⇒ (同左)	⇒⇒⇒⇒ (同左)	⇒⇒⇒⇒ (同左)	
可燃ごみの焼却(△△課)	III	→→→→	→→→→	⇒⇒⇒⇒ (感染防止策)	⇒⇒⇒⇒ (同左)	⇒⇒⇒⇒ (同左)	⇒⇒⇒⇒ (同左)	⇒⇒⇒⇒ (同左)	⇒⇒⇒⇒ (同左)	⇒⇒⇒⇒ (同左)	⇒⇒⇒⇒ (同左)	
委託業者等との連絡調整、住民対応(〇〇課)	III	→→→→	→→→→	→→→→	→→→→	→→→→	→→→→	→→→→	→→→→	→→→→	→→→→	
腐敗しない可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみの収集(▲▲課)	IV	→→→→	→→→→	⇒⇒⇒⇒ (感染防止策)	⇒⇒⇒⇒ (同左)	⇒⇒⇒⇒ (同左)	⇒⇒⇒⇒ (同左)	中止・中断	⇒⇒⇒⇒ (感染防止策)	⇒⇒⇒⇒ (同左)	⇒⇒⇒⇒ (同左)	
腐敗しない可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみの処分(△△課)	IV	→→→→	→→→→	⇒⇒⇒⇒ (感染防止策)	⇒⇒⇒⇒ (同左)	⇒⇒⇒⇒ (同左)	⇒⇒⇒⇒ (同左)	中止・中断	⇒⇒⇒⇒ (感染防止策)	⇒⇒⇒⇒ (同左)	⇒⇒⇒⇒ (同左)	

※ I：新たに発生する業務(感染症対策)、II：通常通り継続する業務、III：縮小して継続する業務、IV：中止、中断する業務。
→：業務の実施、⇒：業務実施の強化、→⇒：業務の一部実施。

<<計画策定のポイント>>

- すべての業務について、業務の優先順位を検討する。
- 業務の優先順位について検討した結果を1)または2)の表に記載する。
- 重要業務の特定(業務の優先順位の決定)に当たり、以下の事項を考慮する。
 - 不燃ごみや粗大ごみ、資源ごみの処理よりも、腐敗等の変質が生じやすい可燃ごみの処理を優先する。
 - 内勤の業務や立入指導等の業務よりも処理の実務を優先する。
 - 通常の収集業務に加えて独自の取組を行っている場合は、これらの取組よりも通常のごみ収集業務を優先する。
 - 業務の縮小、中止・中断の時期については、感染症の発生段階を目安とする方法と従業員の欠勤率を目安とする方法が考えられる。

廃棄物処理法施行規則の一部改正（令和2年5月1日公布）の概要

環境省では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、廃棄物処理業者における感染者の発生等により通常の稼働ができなくなる場合等に備え、円滑な処理が滞らないよう、必要な制度上の措置を講じている。

緊急に行う廃棄物の処理を許可不要で行えるようにする特例

緊急に生活環境の保全上の支障の除去等のための措置を講ずるために特に必要がある場合において、環境大臣又は市町村長（一般廃棄物）若しくは都道府県知事（産業廃棄物）が適正に処理ができる者として指定した者は、指定された期間に限り、許可を受けずに、指定された廃棄物の処理を行うことができることとする。

（規則第2条第14号、第2条の3第10号、第9条第14号、第10条の3第10号、第10条の11第6号及び第10条の15第4号）

～特例の趣旨～

災害や新型コロナウイルス感染症のまん延等により、廃棄物処理業者が確保できず、廃棄物の処理が困難となった場合や、市町村や都道府県の職員が多数感染し、又は濃厚接触者となるなどし、行政機能が大幅に低下することにより、事務処理が滞り、廃棄物処理に係る許可を出せないといった場合が想定される。

この改正は、**災害等により一時的に低下した廃棄物の処理能力を補完することを目的として**、処理を補う能力のある者を環境大臣又は市町村長（一般廃棄物）、都道府県知事（産業廃棄物）が指定することで、**許可を受けずに廃棄物の処理を行うことを暫定的に可能にし**、緊急時の廃棄物の円滑かつ適正な処理を図るものである。

～指定を受ける者～

まず、処理が必要となっている廃棄物を処理することのできる能力を有していなくてはならない。このため、当該廃棄物の処理に用いるための施設や人員が確保されていること、十分な資金力を有していること、処理に係る必要な技術があること、収集運搬の場合には当該廃棄物を収集運搬するための車両や保管場所に赴くための移動手段が確保されていることなどを考慮する必要がある。**既に一般廃棄物、産業廃棄物の処理に係る許可を有し、又は市町村からの委託がなされている場合などには、これらの条件を満たしている可能性が高いと考えられる**ことから、指定に当たってはそれらの者を優先することが原則として望ましい。ただし、**緊急時に行う指定であるから、通常の許可基準を満たしている必要は必ずしもなく**、したがって、他に廃棄物を処理できる適切な者がいない場合には、生活環境の保全と公衆衛生の確保を前提として、廃棄物の処理に関して何らの許可も有していない者を指定することが否定されるものではない。

新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物対策に関する広報資料

環境省では、廃棄物に関する新型コロナウイルスの感染拡大防止対策として、住民及び収集運搬作業従事者向けにチラシを作成し、ごみを出す時や収集運搬作業を行う際に心がけることについて、周知を行っている。

＜住民向け＞

＜収集運搬作業従事者向け＞

新型コロナウイルスなどの感染症対策のためのご家庭でのごみの捨て方

— 家庭ごみを出すときに心がける5つのこと —

その1 **ごみ袋はしっかり縛って封をしましょう!**
ごみが散乱せず、収集運搬作業においてごみ袋を選びやすくなります。

その2 **ごみ袋の空気を抜いて出しましょう!**
収集運搬作業においてごみ袋を選びやすく、収集車での破袋を防止できます。

その3 **生ごみは水切りをしましょう!**
ごみの量を減らすことができます。

その4 **普段からごみの減量を心がけましょう!**
購入した食品は食べきるなど、ごみを出さないことも大切です。家庭での食事機会が増える中、料理を楽しむながら、できることがあります。環境省の「食品ロスポータルサイト」をご覧ください。▶▶▶

その5 **自治体の分別・収集ルールを確認しましょう!**
粗大ごみの持ち込みを停止している場合や、資源物の分け方・出し方が普段と異なる場合があります。また、マスクなどごみのポイ捨ては絶対にやめましょう。

キャップははずして!
ラベルははがして!

新型コロナウイルスなどの感染症の感染者又はその疑いのある方の使用済みマスク等の捨て方

新型コロナウイルスなどの感染症に感染した方やその疑いのある方がご家庭にいらっしゃる場合、雨水等が付着したマスクやティッシュ等のごみを捨てる際は、以下のことを心がけてごみを出しましょう。

- ①ごみ箱にごみ袋をかぶせ、いっぱいにならないようにしましょう!
ごみは、いっぱいになる前に早く出しましょう。
- ②ごみに直接触れることのないよう、しっかり縛って出しましょう!
ごみは、空気を抜いてからしっかりと縛って出しましょう。万一、ごみが袋の外側に触れた場合や、袋が破れている場合は、ごみ袋を二重にしてください。
- ③ごみを捨てたあとにしっかりと手を洗きましょう!
石けんを使って、流水で手をよく洗いましょう。

以上の点に気を付けてごみを出していただくことが、ご家庭にとっても、ごみを収集・処理する作業員にとっても、ごみの円滑・安全な収集・処理を行う上で大切な行動です。皆様のご協力をよろしくお願いいたします。



ごみの収集運搬作業をされるみなさまへ

収集運搬作業における新型コロナウイルス対策

ごみの収集運搬作業においては、作業前、作業中・休憩中、作業後に分けて次の対策を実施しましょう。

POINT 01.

— “作業前”に心がける4つのこと —

その1 **健康管理・体調把握の実施**
十分な睡眠をとる等の健康管理や収容用な体調測定による体調把握を実施してください。

その2 **3つの密の回避**
密集状態等は、他の人と十分な距離をとりましょう。また、ごまかに更衣室の扉やドアを開け換気しましょう。

その3 **手袋、ゴーグル、マスク等の防護具の適切な着用**
作業時のウイルス対策を計画的に、手袋、ゴーグル、マスクを着用しましょう。

その4 **肌の露出の少ない作業着(長袖・長ズボン)の着用**
作業時は、露出した部分のウイルス付着を避けるために、長袖・長ズボンの着用を心がけましょう。

POINT 02.

— “作業中”に心がける4つのこと —

その1 **素手で触らない**
素手でごみに触れないようにしましょう。手袋の脱着時に素手で手袋の外側や裏に触れないよう注意しましょう。

その2 **こまめに消毒**
作業の空手に、消毒液を均等にアルコールで消毒し、消毒を心がけましょう。

その1 **車の換気(窓開け)**
作業車の扉は開け、常に換気されている状態を確保しましょう。(乗客人数の確保に必要マスクも着用)

その2 **休憩の際の3つの密の回避**
休憩時は、車内・車内の乗車は避け、他の人と十分な距離をとり、近距離での会話等は控えましょう。

POINT 03.

— “作業後”に心がける3つのこと —

その1 **消毒・洗浄の徹底**
帰業後は以下を重点的に清潔にしましょう!

- **車両の消毒・洗浄**
消毒用アルコール・次亜塩素酸ナトリウムで消毒を必ず。
- **運転席の消毒**
ハンドル、シート、ドアノブなどを重点的に消毒。
- **スマホ、タブレット等の消毒**
持ち帰ったスマホやタブレットは消毒。
- **手袋、ゴーグルの消毒・洗浄**
使用した手袋・ゴーグルをしっかりと消毒・洗浄。

その2 **手洗いの徹底**
帰業後と1日1回の消毒作業は手洗い、点検に応じて消毒を行います。

その3 **着替え時等の注意**
作業着を脱いだり防護具を外すときは、外面に触れないよう注意しながら、正しい作業着の脱ぎ方をしましょう。作業ス・シューズ等の靴には、他の人と十分な距離をとるなどしましょう。



中部地方環境事務所の取り組み

大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会

【目的】

- ・災害時の廃棄物対策について情報共有
- ・大規模災害時の廃棄物対策に関する広域連携(県域を越えた連携)について検討

【構成員】

9県:富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県 ※中部圏知事会の範囲で構成

13市:富山市、金沢市、福井市、長野市、岐阜市、静岡市、浜松市、名古屋市、豊橋市、岡崎市、豊田市、四日市市、大津市

民間団体:各県の産業廃棄物関係の団体、中部経済連合会

有識者:名古屋大学災害対策室 教授、
名古屋大学減災連携研究センター 准教授

国の地方機関:中部地方環境事務所(事務局)、
中部地方整備局



大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会の活動状況（令和2年度）

実施日	行事名	開催地	主な内容
7月30日 7月31日	情報伝達訓練	参加機関 事務局	■広域連携計画における情報伝達フローの確認
9月7日	第13回幹事会	Web会議	■主な国の動き ■今年度の協議会等の開催予定 等
10月12日	机上演習	Web会議	■広域連携計画の点検、実効性の向上
10月29日 30日	災害廃棄物 対策セミナー	Web会議	■被災市町村による災害廃棄物の処理 ■災害ボランティアとの連携、広報・情報発信 等
11月5日・6日 11月12日・13日	人材育成 研修会	長野県 長野市	■座学(講演) ■演習(ワークショップ) ■現地視察(仮置場)
2月1日	第13回協議会 第14回幹事会	石川県 金沢市	■主な国の動き ■広域連携計画の見直し ■来年度の協議会等の開催予定 等

災害廃棄物処理計画策定モデル事業の実施状況

○ 災害廃棄物処理計画策定に係るモデル事業等の実施

- 国土強靱化のさらなる推進のため、自治体等の災害廃棄物対策の推進のためのモデル事業を実施
- 主なメニュー
 - i 災害廃棄物処理計画策定
 - ii 災害廃棄物処理計画改定
 - iii 業務継続計画作成

【モデル事業を通じて支援を行った自治体等】

年度	メニュー	自治体等
平成29年度	災害廃棄物処理計画策定 (図上演習等を含む)	【福井県福井市】【長野県松本市ほか3市村】【長野県安曇野市】【岐阜県】【岐阜県 可茂衛生施設利用組合】【愛知県 岡崎市ほか8市町】
平成30年度	災害廃棄物処理計画策定 災害廃棄物処理計画改定 業務継続計画作成	【愛知県海部地区環境事務組合】【石川県加賀市】 【愛知県豊橋市、豊川市】 【三重県】
令和元年度	災害廃棄物処理計画策定 業務継続計画作成	【石川県内5市6町1事務組合】【長野県内11市町村】 【岐阜県下呂市】
令和2年度	災害廃棄物処理計画策定	【長野県内21市町村】【福井県内3市町】

目的・位置づけ

- 本計画は、協議会構成員の合意に基づき策定
- 各主体は相互扶助の精神で、可能な範囲で県域を越えた連携を行う
- 発災前、災害応急対応時、災害復旧・復興時、対応完了後のステージ毎に災害廃棄物対策に関する県域を越えた連携手順のモデルを示す

特徴

- 中部ブロックにおいて県域を越えた連携が必要と想定される災害を例示
- 「災害時等の応援に関する協定実施細則(防災)」(中部圏知事会)と同様に、あらかじめ被災した県に対する支援する県の候補を指定
- 支援する県の候補の全てが被災した場合や、中部地方環境事務所が被災し機能しない場合についても手順を策定

27年度に第一版として、発災前、災害応急対応時までの連携手順を策定

28年度に第二版として、災害復旧・復興時、対応完了後を含めた全ての連携手順を策定

※図上演習を通じて、より実効性を向上させるための微修正等を随時行っている。

1. 災害廃棄物中部ブロック広域連携計画の目的・概要

- 中部ブロック（※下図）において広域連携が必要となった場合に備え、中部圏知事会において締結されている「災害時等の応援に関する協定 実施細則（防災）」と整合を図り、発災前、災害応急対応時、災害復旧・復興時、対応完了後の災害廃棄物対策に関する広域連携手順のモデルを示すために策定。
- 大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会構成員の合意に基づき策定した計画であり、本計画に基づき、各主体は相互扶助の精神で可能な範囲で県域を越えた連携を行うものとする。
- なお、本計画は大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動計画に位置づけられる。

表 被災県市と主たる応援県市の一覧表
「災害時等の応援に関する協定 実施細則（防災）」（別表1）」

被災県市	主たる応援県市
富山県	1 石川県 2 長野県 3 岐阜県
石川県	1 富山県 2 福井県 3 岐阜県
福井県	1 石川県 2 岐阜県 3 滋賀県
長野県	1 富山県 2 石川県 3 岐阜県
岐阜県	1 愛知県 2 三重県 3 富山県
静岡県	1 愛知県 2 長野県 3 岐阜県
愛知県	1 岐阜県 2 三重県 3 静岡県
三重県	1 愛知県 2 岐阜県 3 滋賀県
滋賀県	1 三重県 2 福井県 3 岐阜県

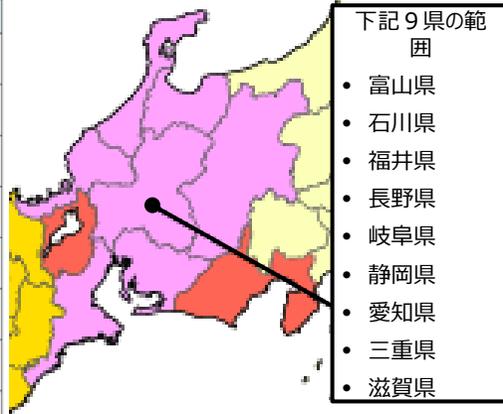


図 中部ブロックの範囲

2. 災害廃棄物中部ブロック広域連携計画に基づく広域連携体制構築の流れ（発災～災害応急対応時）

- 災害廃棄物中部ブロック広域連携計画では、被災県への支援を主導する「幹事支援県（幹事緊急処理県）」を位置付け、速やかに被災地支援を行えるような連携体制の構築を規定している。
- ここでは、災害廃棄物中部ブロック広域連携計画に基づく広域連携体制を構築するために、各自治体が発災～災害応急対応時に対応すべき事項の要点を整理する（詳細については、災害廃棄物中部ブロック広域連携計画を参照のこと。）。

①被害状況等の共有【全県共通】

枠内の記号は下記を意味する
○：市町村又は民間団体，□：県，◇：中部地方環境事務所

- 市町村は、自地域内の被害状況・災害廃棄物発生量・仮置場等に係る情報を県に報告する。
- 県は、県内市町村からの報告内容を集約し、集約した内容を中部地方環境事務所に報告する。
※発災後は被害状況が逐次更新されるため、報告の際は時点情報を必ず明記する。

②被害状況等の集約・共有【全県共通】

- ◇ 中部地方環境事務所は、各県の被害状況等を集約し、定期的に各県を通じて中部ブロック管内の被害状況等を中部ブロック内の自治体に提供する。

③支援準備要請・緊急処理準備要請【応援県・応援市町村】

- 応援県は、被災県からの要請を待つことなく、県内市町村・民間団体等に対して、支援準備・緊急処理準備要請を行う。
- 要請を受けた市町村・民間団体等は、可能な支援内容を県に報告する。
- 応援県は、県内市町村等からの報告内容を集約し、県内で可能な支援について、中部地方環境事務所に報告する。

④支援要請・緊急処理要請【被災県・被災市町村】

- 被災市町村は、自らのみでは対応が困難であると判断した場合、県に必要な支援について要請する。
- 被災県は、県内市町村からの要請内容を精査・集約し、自県の支援要請内容も含め、左表の応援県順位が最も高い県に対して、必要な支援について要請し、その内容を中部地方環境事務所に報告する。
※被災県は、集約して順次要請するなど支援要請・緊急処理要請全体に遅れが出ないように留意する。

⑤幹事支援県・幹事緊急処理県決定【幹事支援県（幹事緊急処理県）・被災県】

- 「被災県市と主たる応援県市の一覧表」の応援県順位の最も高い県は、特段の事情が無い限り、幹事支援県・幹事緊急処理県として被災県の支援を主導する。
- 幹事支援県・幹事緊急処理県は、その旨を被災県と中部地方環境事務所に報告する。

⑥割り振り調整【幹事支援県（幹事緊急処理県）・支援県（緊急処理県）・被災県】

- 幹事支援県・幹事緊急処理県は、被災県と密に連絡を取り、どのように被災地支援を投入するか、被災県の考え方・意図を確認し、支援の割り振り等を調整する（必要に応じ支援県・緊急処理県とも調整）。
- ◇ 中部地方環境事務所は、割り振り調整に関して、適宜、技術的助言を行う。

⑦割り振り決定【幹事支援県（幹事緊急処理県）・支援県（緊急処理県）・被災市町村】

- 幹事支援県・幹事緊急処理県は、被災県と協議・調整した支援の割り振り結果と被災自治体の要請内容を県内市町村・民間団体等に伝達する（必要に応じ支援県・緊急処理県にも伝達）。
- 連絡を受けた市町村・民間団体等は、それぞれの支援先となる被災市町村に直接連絡を入れ、各種必要な調整・手配等を行った上で迅速に支援する。
- 連絡を受けた支援県・緊急処理県は幹事支援県・幹事緊急処理県と連携して被災県を支援する。

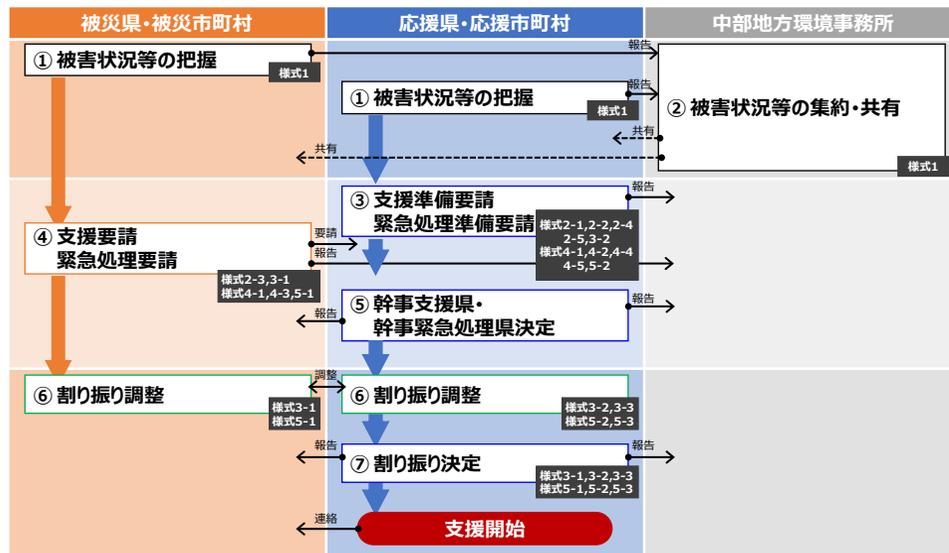


図 広域連携体制構築の流れ（発災～災害応急対応時）

令和元年東日本台風災害における中部地方環境事務所の対応

10月15日
長沼支所周辺



赤沼公園



長沼支所



○ 発災当日から、長野県において現地支援チームとして、災害廃棄物処理実行計画の策定支援や、処理体制の整備に関する業務を実施。

中部ブロック内支援自治体からの廃棄物担当職員の派遣（令和元年東日本台風）

中部ブロック広域連携計画等に基づき、環境省職員に加えて、支援自治体の廃棄物担当職員のべ約1,400名を長野県内被災自治体に派遣し支援を実施。

	派遣元自治体	派遣先自治体
災害廃棄物中部ブロック広域連携計画に基づく派遣	石川県、金沢市、名古屋市、瀬戸市、春日井市、一宮市、岡崎市、豊田市、豊橋市、豊川市、田原市、岐阜市、四日市市、鈴鹿市、南伊勢町	長野県長野市
	小松市、富山市	長野県佐久市
	加賀市、津市	長野県飯山市
	松阪市、能美市	長野県小布施町

災害廃棄物処理支援員制度 (人材バンク)

災害廃棄物処理支援員制度(人材バンク)の目的

- 東日本大震災、平成27年9月関東東北豪雨、平成28年熊本地震、平成29年九州北部豪雨平成30年7月豪雨などの災害廃棄物処理を経験した地方公共団体職員が被災地を支援。
- 災害廃棄物の収集、仮置場の管理運営、災害廃棄物処理の実行計画策定、損壊家屋の解体撤去など、現場の目線できめ細かく支援を行い、被災地の復旧・復興に貢献。
- 本制度は、災害廃棄物処理を経験し、知見を有する地方公共団体の人材を「災害廃棄物処理支援員」として登録し、被災地方公共団体の災害廃棄物処理に関するマネジメントの支援等を行うことを想定。

【災害廃棄物処理支援員制度(人材バンク)の概要】

- 環境省から全国の地方公共団体災害廃棄物処理を経験し、知見を有する職員の推薦を依頼。地方公共団体の推薦を受けた職員を「災害廃棄物処理支援員」として名簿に登録。
- 災害発生時には被災地方公共団体の要請により「災害廃棄物処理支援員」を派遣。
- 災害廃棄物処理支援員による活動内容
 - ①災害廃棄物処理の方針にかかる助言・調整等
 - ②災害廃棄物処理の個別課題の対応にかかる助言・調整等
- 災害廃棄物処理支援員への研修・訓練

地方公共団体職員
による
災害廃棄物処理の
支援の様子
(写真提供:東京都)



【求める人員】

- 災害廃棄物の「処理体制の構築」や「発生量推計」の支援
- 災害報告書の作成に関わる支援、災害審査対応への助言
- 収集運搬に関する「必要な台数・期間の把握」や支援要請
- 災害廃棄物の仮置場の選定・開設に関する支援
- 他の地方公共団体等との災害廃棄物処理に関する調整

【令和2年度のスケジュール】

- 8月 本制度について都道府県・市町村に周知
- 9月 支援員の推薦依頼
- 11月 支援員リストの集約
- 12月 支援員に対する研修（座学・意見交換等）

防衛省・自衛隊と環境省との連携

One NAGANO(ワンナガノ)

- 長野県長野市においては、「One NAGANO (ワンナガノ)」と呼ばれる、市民・ボランティア・自治体・環境省・自衛隊・民間事業者などの官民を越えた多くの関係者が一体となって、災害廃棄物の撤去を実施。
- 昼間にボランティア等が街中の災害廃棄物を集積場所（赤沼公園）に集め、夜間に自衛隊が長野市の管理する仮置場へ移送。



街中(大町地区)



集積場所(赤沼公園)



台風19号災害より、大量に発生した災害廃棄物を被災地域から無くすることが、緊急の課題となっています。ボランティアの皆さんの力を貸して下さい

市民、ボランティア、行政、自衛隊が一体となるこの活動を「One NAGANO(ワンナガノ)」と命名



防衛省・自衛隊と環境省との連携対応マニュアル

- 近年の大規模災害では広範囲に甚大な量の災害廃棄物が発生し、応援自治体等の支援を受け、環境省・自衛隊・ボランティアなどの関係者が連携して災害廃棄物の撤去を実施。
- 環境省と防衛省は、それらの活動を通じて蓄積されたノウハウ等も踏まえ、「災害廃棄物撤去に係る連携対応マニュアル」を共同で策定
- 自衛隊の活動の効果を最大化することにより、災害廃棄物の撤去を加速化し、被災地の復旧・復興に繋げる。

長野県長野市における
自衛隊による撤去



栃木県大平町における
自衛隊による撤去



【主な内容】

- 関係機関の役割分担の明確化
- 発災時の現地調整会議の開催
- 関係機関の「顔の見える関係性」構築
- 自衛隊の活動終了の手順

等

目的

平成28年熊本地震、平成30年7月豪雨、令和元年東日本台風（台風第19号）、令和2年7月豪雨など、近年の大規模災害では広範囲に甚大な量の災害廃棄物が発生し、被災自治体のみでは対応できず、応援自治体等の支援を受け、環境省・自衛隊・ボランティアなどの関係者が連携して災害廃棄物の撤去を実施。

今般、環境省と防衛省は、それらの活動を通じて蓄積されたノウハウ等も踏まえ、防災基本計画（令和2年5月）に基づき、防衛省、環境省、都道府県、市町村、ボランティア、NPO等の関係者の役割分担や、平時の取組、発災時の対応、自衛隊の活動終了に伴う対応等について整理した「災害廃棄物撤去に係る連携対応マニュアル」を共同で策定し、関係者に周知して、災害廃棄物の発生に円滑かつ迅速に対応し得るよう協力態勢を構築する。

マニュアルの概要

1 基本事項

- 災害廃棄物は、発災時には被災家屋の片付け等により一度に大量に発生。生活環境の保全等のため、円滑・迅速な処理が非常に重要
- 災害廃棄物処理の3原則（「①安全」「②スピード」「③費用」）に基づき仮置場における適切な分別等を推進

2 関係機関の役割分担・連携

- (1) 環境省＜廃棄物処理の所管省庁、活動の総合調整＞
 - ・ 環境省現地支援チームを派遣し、広域の応援体制の調整、発災時の役割分担に係る関係省庁、都道府県、市町村との総合調整
 - ・ 市町村に対する財政支援策の周知や、市町村における民間事業者との協定締結の促進を含めた助言
- (2) 都道府県＜都道府県内の全般的な活動調整＞
 - ・ 都道府県現地対策本部における活動調整、市町村への支援（受入れ施設等の調整）、環境省への協力要請、広域的な支援体制の確保に向けた調整等
- (3) 市町村＜廃棄物処理に責任＞
 - ・ 災害廃棄物の計画的な収集、運搬及び処分を行い、災害廃棄物を円滑かつ迅速に処理
 - ・ 事前に災害廃棄物処理に係る計画等を作成し、仮置場や処理施設等の確保や関係機関との連携体制の構築
- (4) 防衛省・自衛隊＜事態やむを得ないと認める場合の応急対策＞
 - ・ 事態やむを得ないと認める場合（公共性、緊急性及び非代替性を総合的に勘案して判断）に必要な支援を実施
 - ・ 被災都道府県の要請に基づき、災害廃棄物の撤去目的、活動範囲、活動期間等を明確にした上で、応急対策として活動を実施

3 平時の取組等

- (1) 市町村
 - ・ 初動対応時の業務手順の規定、災害廃棄物処理計画の策定と見直し、仮置場候補地及び災害支援協定の内容を把握してリスト化、自衛隊の担当者と連絡先を共有
- (2) 都道府県
 - ・ 市町村の災害廃棄物処理計画の策定と見直しを支援、広域的な相互協力体制の整備、自衛隊の担当者と連絡先を共有

(3) 環境省

- ・ 関係機関の役割分担を明確化して各関係機関との連絡調整スキームを確立、市町村での仮置場候補地の事前検討を含む災害廃棄物処理に係る計画の策定の促進
- ・ 「災害等廃棄物処理事業費補助金」等による財政支援を市町村に対して周知し、理解を促進
- ・ 災害廃棄物の分別の必要性に係る認識の統一、市町村における民間事業者との協定締結の促進及び締結状況の把握
- ・ 環境省と防衛省において、本省間及び地方レベル間における顔の見える関係構築

(4) 防衛省・自衛隊

- ・ 環境省と防衛省において、本省間及び地方レベル間における顔の見える関係構築（主として、陸上自衛隊の各方面総監部及び各師団・旅団司令部と地方環境事務所の担当者との間においても連絡先を共有）

4 発災時の対応

(1) 被災市町村

- ・ 市町村職員等の同行や立会い、住民への周知、仮置場の適切な管理、民間事業者との早期契約
- ・ 必要に応じて、適切な収集運搬車両（自衛隊では所有していない小回りの利く車両など）の手配

(2) 都道府県

- ・ 市町村からの支援ニーズの把握、広域的な協力体制の確保、周辺市町村や民間事業者との連絡調整、災害廃棄物処理全体の進捗管理
- ・ 都道府県内では処理が困難になった場合や、被災都道府県から受入れ要請があった場合、受入れ施設の確保に係る調整

(3) 環境省

- ・ 環境省本省：発災時の役割分担に係る関係省庁、都道府県、市町村との総合調整を実施するとともに、広域の応援体制に係る支援や、都道府県を跨ぐ災害廃棄物の受入体制等に関する調整
- ・ 環境省現地支援チーム：全体調整、周辺状況確認調査、環境省本省への不足収集運搬車両の支援要請、自治体への助言等

(4) 防衛省・自衛隊

- ・ 現地調整会議（関係省庁、被災都道府県・市町村等との調整会議）で決定した役割分担の下、住民の生活圏のうち、幹線道路、生活道路、その周辺等の社会活動に影響の大きい場所からの災害廃棄物の撤去（民間事業者等へ移行するまでの応急対策）
- ・ 重量があり、一般の住民のみでは積み込みや積み下ろしが困難な大型災害廃棄物の運搬支援を実施する等、適切に役割分担
- ・ 必要に応じて、作業開始前の現場写真撮影、重機操作を含む災害廃棄物の収集運搬車両への積み込み、仮置場への運搬、市町村の管理の下での仮置場管理支援、環境省等と連携した作業工程表の作成の支援等を実施

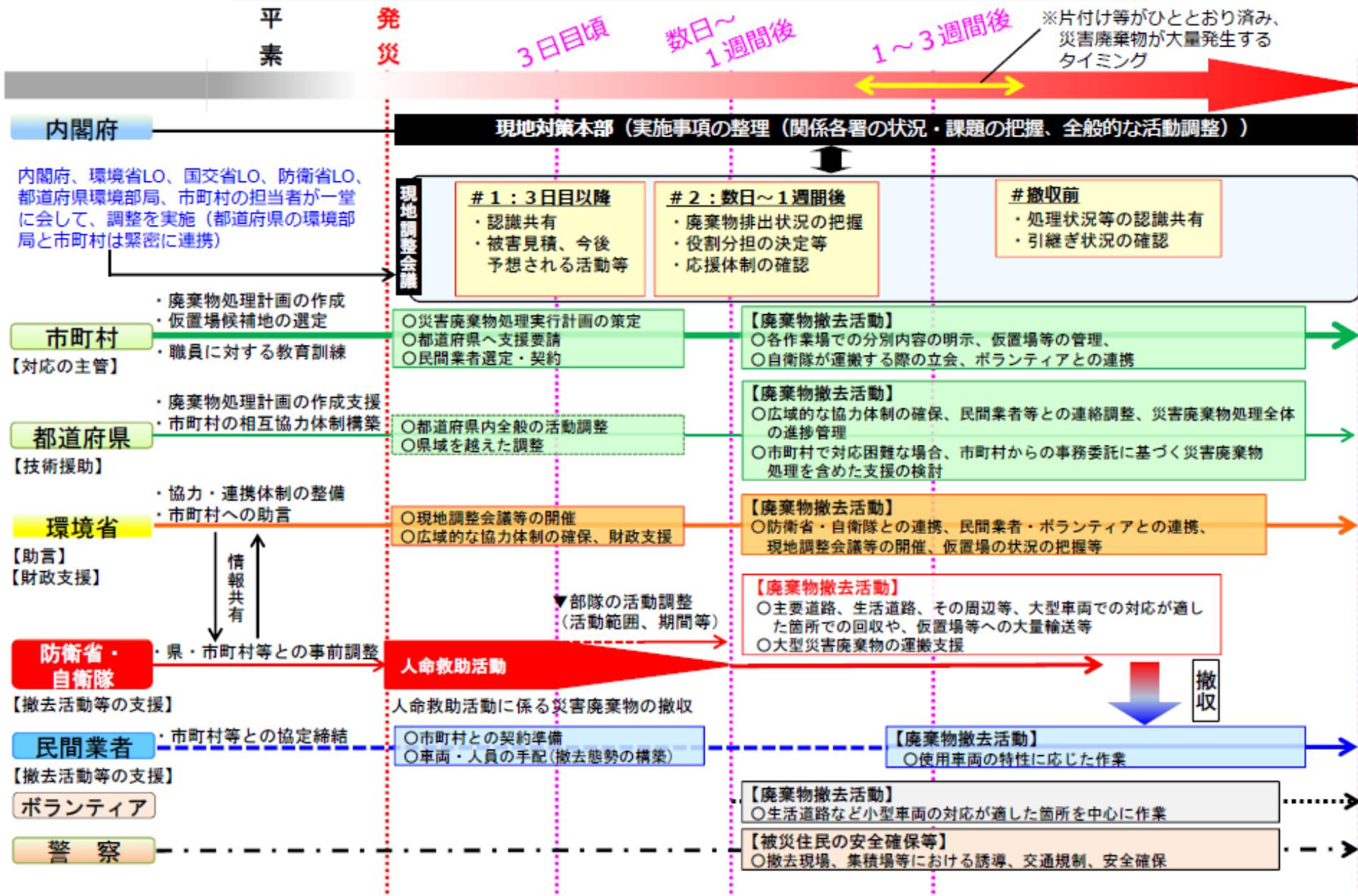
(5) ボランティア・NPO（協力が得られる場合）

- ・ 被災家屋からの災害廃棄物の搬出を中心に実施

5 自衛隊の活動終了に伴う対応

- ・ 事前に、災害廃棄物の撤去に係る所要を市町村との間で共有し、自衛隊の活動終了に伴う業務の引継ぎ要領について調整
- ・ 現地調整会議や現地対策本部会議等において、関係省庁、都道府県、市町村（首長を含む）等の関係者が一堂に会した場で認識の共有を図り、自衛隊は民間事業者等に業務を引継ぎ

(参考) 災害廃棄物の撤去等に係る考え方及び調整フロー(一例)について



廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の 一部を改正する省令

(令和2年7月16日公布、同日施行)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和2年7月16日公布、同日施行)

1. 改正の趣旨

近年、非常災害が毎年のように全国各地で頻発し災害廃棄物が大量に発生している状況にあり、これらを適正かつ迅速に処理する必要があること、

また、PCBを含有する安定器が一般廃棄物として排出されるものを中間貯蔵・環境安全事業株式会社(JESCO)を活用し適正に処理する必要があることから、

一般廃棄物処理施設の設置に係る特例について所要の改正を行うこととする。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和2年7月16日公布、同日施行)

2. 改正の概要 ※ (2) 省略

(1) 産業廃棄物と同様の性状を有する災害廃棄物の処理を可能とする特例の創設(規則第12条の7の16)

産業廃棄物処理施設の設置者は、非常災害のために必要な応急措置として非常災害により生じた廃棄物を処理するときは、法第15条の2の5第1項に基づき事前に届出を行うことにより、産業廃棄物処理施設の設置許可に係る産業廃棄物と同一の種類のものに限らず(規則第12条の7の16第1項の規定にかかわらず)、当該施設において処理する産業廃棄物と同様の性状を有する災害廃棄物を処理することができることとする。

なお、法第15条の2の5第2項の規定により、非常災害時は、その処理を開始した後、遅滞なく届け出れば足りる。

<出所> 令和2年7月16日付け環循適発第2007161号、環循規発第2007162号
環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長、廃棄物規制課長通知
「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について」

令和3年度概算要求（災害廃棄物対策関連）



【令和3年度要求額 800百万円（1,000百万円）】

災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理を実施し、早期の復旧・復興につながる体制整備・強化を図ります。

1. 事業目的

大規模災害発生時においても強靱な災害廃棄物処理システムの構築を図る。

2. 事業内容

気候変動の影響による大雨や短時間降雨の発生頻度の増大、さらに首都直下地震や南海トラフ地震等大規模災害の発生が懸念されています。令和元年東日本台風等の課題を踏まえ、国土強靱化の観点から災害廃棄物処理システムの強靱化に向けた平時からの備えを進めていきます。

○大規模災害発生時においても強靱な災害廃棄物処理システムの構築

- (1) 災害廃棄物対策のフォローアップと継続的な情報発信
- (2) 自治体の国土強靱化対策の加速化
- (3) 地域ブロックにおける広域的な災害廃棄物対策に係る連携体制の整備
- (4) 全国レベルでの広域的な災害廃棄物対策に係る連携体制の整備

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負、交付先 民間事業者・団体
- 実施期間 平成25年度～

4. 事業イメージ

○大規模災害発生時においても強靱な災害廃棄物処理システムの構築



御清聴ありがとうございました。